

# 改正フロン法（フロン排出抑制法）説明会

## 【開催のお知らせ】

平成25年6月に「フロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」と名称を改め、平成27年4月1日より全面施行されます。

施行後はフロン類充填行為の適正化のため、充填業も規制の対象となり、業務用冷凍空調機器にフロン類を充填する際には、都道府県への登録が必要となります。また、「充填に関する基準」に従った作業の実施、回収証明書や充填証明書の発行など様々な義務が生じます。

これら改正法の円滑な施行に努めることを目的に、改正法における充填回収業者の役割や責務等について詳しくご説明いたします。

**第一種フロン類回収業者皆さまのお越しをお待ちしております。**

### 【日時】

開催場所	開催日時	会場	定員
姫路	平成27年3月6日（金） 午前の部 10:30～12:00 午後の部 14:00～15:30	姫路職員福利センター 大会議室 姫路市北条1-98（姫路総合庁舎内）	各80名
神戸	平成27年3月10日（火） 午前の部 10:30～12:00 午後の部 14:00～15:30	県庁西館大会議室 神戸市中央区下山手通5-10-1	各400名
淡路	平成27年3月11日（水） 13:30～15:00	洲本市市民交流センター 視聴覚室 洲本市宇原1788-1	35名
但馬	平成27年3月12日（木） 13:30～15:00	但馬長寿の郷 視聴覚室 養父市八鹿町国木594-10	60名

※各会場にはなるべく公共交通機関でご来場ください。駐車場は有料の場合もございますので予めご了承ください。

### 【プログラム（予定：全会場共通）】

- ① フロン回収・破壊法改正（フロン排出抑制法）の概要
- ② 第一種フロン類充填回収業者の果たすべき役割と責務
- ③ 質疑応答

### 【申し込み方法】

原則、インターネット申込みをご利用ください。※FAXでの申込みも可能です（裏面）

パソコン <https://e-hyogo.elg-front.jp/uketsuke/dform.do?acs=furonmoushikomi>

携帯電話 <https://e-hyogo.elg-front.jp/uketsuke/iform.do?acs=furonmoushikomi>

スマートフォン <https://e-hyogo.elg-front.jp/uketsuke/sform.do?acs=furonmoushikomi>

【問い合わせ先】 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課 TEL 078-362-3285

## 改正フロン法（フロン排出抑制法）説明会 参加申込書（FAX申込）

兵庫県水大気課  あて (FAX 078-362-3966)

参加を希望する会場に○を一つだけ付け、必要事項を記載のうえ送信してください。

希望会場に ○をつけて 下さい	開催場所	開催日時	会場
	姫路①	平成27年3月6日 午前の部 10:30~12:00	姫路職員福利センター 大会議室 姫路市北条 1-98 (姫路総合庁舎内)
	姫路②	平成27年3月6日 午後の部 14:00~15:30	姫路職員福利センター 大会議室 姫路市北条 1-98 (姫路総合庁舎内)
	神戸①	平成27年3月10日 午前の部 10:30~12:00	県庁西館大会議室 神戸市中央区下山手通 5-10-1
	神戸②	平成27年3月10日 午後の部 14:00~15:30	県庁西館大会議室 神戸市中央区下山手通 5-10-1
	洲本	平成27年3月11日 午後の部 13:30~15:30	洲本市市民交流センター 視聴覚室 洲本市宇原 1788-1
	但馬	平成27年3月12日 午後の部 13:30~15:30	但馬長寿の郷 視聴覚室 養父市八鹿町国木 594-10

下記をご記入ください。※1社2名までご参加いただけます。

会社・団体名:	申込希望人数:        人
会社・団体住所	氏名:
	氏名:
TEL:	FAX:

※多数にお申し込みをいただき定員を超えた場合は参加人数等を調整させていただきます。その際にご連絡させていただきますのであらかじめご了承ください。

【問い合わせ先】 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課      TEL 078-362-3285